

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」素案に係る 県議会意見等への対応について

1 趣旨

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」素案について、生活福祉保健委員会における集中審議や県民意見募集（パブリックコメント）等での意見を踏まえ、次のとおり対応する。

2 意見聴取状況

(1) 県議会（生活福祉保健委員会）における集中審議

ア 審議年月日

令和8年9月17日（木）

イ 意見と対応方針

別紙1のとおり

(2) 県民意見募集（パブリックコメント）

ア 募集期間

令和8年8月24日（火）から9月24日（木）まで

イ 意見件数

6件（1人）（うち計画に関係する意見3件）

ウ 主な意見と対応方針

別紙2のとおり

3 素案の修正内容

記載内容の明確化等のため、一部文言の整理や語句の修正等を行った。

（説明資料02-2_「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」修正案のとおり）

1 生活福祉保健委員会における集中審議での意見と対応方針

番号	意見の内容	対応方針	関連 ページ
1	食品の安全性は、消費者の健康に直接影響を及ぼすことから、県民自らが食品の安全安心に関する正しい知識を持てるよう、県としても消費者教育に取り組まれないこと。	食品の安全安心確保のためには、食品安全に関する正しい知識の普及啓発や、関係者間の相互理解の促進等、リスクコミュニケーションの取組が不可欠であることから、今回の改定では、消費者における食品安全に関する知識の普及率を数値目標の一つとしました。 今後は、消費者アンケートにより進捗管理を行いながら、県民へ正しい知識が普及するよう取り組んでいきます。	39、45 ～46
2	来年度から、食品の消費税が1%に減税されることで、テイクアウトの業態に取り組む業者が増加する可能性があるため、衛生管理や食品表示の監視指導の徹底に取り組まれないこと。	テイクアウト等の業態においては、調理してから喫食されるまでの時間が長くなること等により、食中毒発生のリスクが高まるおそれがあることから、事業者に対しては、HACCPの実施を前提とした衛生管理の徹底や、必要に応じて食品表示等の情報提供を適切に行うよう、監視指導に取り組んでいきます。	19、21
3	小規模事業者においても適切にHACCPが浸透するように、県としても積極的に取り組まれないこと。	食品等事業者に対するHACCPの浸透については、今後も講習会の開催や監視指導等を通じて、原則全ての事業者がHACCPを実施している状態を目指して取り組んでいきます。 特に、小規模な事業者に対しては、監視指導時に、個々の事業者の実態に応じて、食品等事業者の業界団体等が作成したHACCPの手引書を活用し、丁寧な助言を行うなど、積極的に取り組んでいきます。	19～23
4	本計画においても、流通する農産物におけるGAP（農業生産工程管理）の推進に取り組まれないこと。	GAPは食品の安全性向上に加え、農業経営改善の有効な手段であることから、経営発展を目指す生産者や産地を対象に、専門家の派遣などの支援により、GAPの意義を周知し、着実に実践されるよう推進していきます。	12～13

2 県民意見募集（パブリックコメント）での意見と対応方針

番号	意見の内容（抜粋）	対応方針	関連 ページ
1	輸入食品（特に中国産）の安全対策を強化し、中国産食品の積極的な排除・厳格検査を明記してください。品質・安全性・供給安定性の観点から、中国産は信頼できません。	輸入食品の安全確保については、一義的には国の役割として、検疫所において輸入時の検査が実施されているところです。 本計画においては、県内で流通する輸入食品の安全対策の推進として、国との連携を図りながら、効果的・効率的に、輸入食品の試験検査等の取組を実施していくこととしています。	26
2	各種啓発事業、講習会、リスクコミュニケーション、指標管理などは、大半を廃止・縮小し、真に必要な最低限の監視指導・検査・食中毒対応に予算を集中してください。	食品の安全安心確保に向けては、消費者等とのリスクコミュニケーションとして、食品安全に関する正しい知識の普及啓発や、行政や事業者等との相互理解の促進等の取組が必要不可欠であることから、リスクコミュニケーションを取組の柱の一つとして整理し、各種取組を実施していくこととしています。	39～46
3	事業者への過剰な義務付け、詳細な数値目標、報告書提出は、現場の負担を増やします。行政による詳細な指導・規制・進捗管理は縮小し、真に必要な最低限の監視・検査に留め、県民・事業者の自由な自助努力を尊重してください。	食品の安全安心確保のためには、行政だけでなく、生産者・事業者や消費者等、食品に携わるあらゆる主体が協働しながら主体的に取り組んでいく必要があることから、本計画では、あるべき姿を掲げるとともに、それぞれの取組が、その実現に向けて体系的に実施されるよう、各主体の具体的な取組を記載しており、また、これらの取組の実効性を確保するため、取組の柱や基本施策に数値目標や活動指標等を設定しています。	—

※御意見のうち、内容について原文を一部要約して掲載しています。